

第 6 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 6 年 6 月 1 8 日(火) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 議案
 - (1) 議案第 2 0 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
 - (2) 議案第 2 1 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 議案第 2 2 号
荒廃農地に係る非農地判断について

4 出席委員

農業委員 9名

1番	黒崎	佳奈	2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵
4番	岩谷	金良	5番	野内	誠	6番	大串	政一
7番	近内	貞夫	8番	泉	利夫	9番	根本	常和

農地利用最適化推進委員 8名

13番	添田	文彦	14番	小針	淳一	15番	渡邊	健一
16番	伊藤	良平次	17番	小豆畑	元	18番	添田	健
19番	円谷	和司	21番	矢内	常男			

5 欠席委員

農地利用最適化推進委員 4名

11番	近藤	強	12番	佐川	正治	20番	近内	壽夫
21番	福田	正三						

6 出席した事務局職員

事務局長	荒木	成輔
農地管理係長	岸浪	正徳
書記	会田	勇輝

事務局長 開会に先立ちまして、議案書に訂正があります。「議案第22号 荒廃農地に係る非農地判断について」の一部を訂正しておりますので、議案書の差し替えをお願いします。

議長 本日の農業委員の出席は9名です。
定足数に達しておりますので、只今より第6回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

異議ないものと認め、2番 鈴木義延委員、3番 永沼善恵委員 を指名いたします。

(1) 議案第20号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。

議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました農地法第3条第1項 番号1につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項 番号1を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

岩谷金良委員 農地法第3条第1項 番号1の所有権移転について、調査した結果を報告いたします。

令和6年6月14日金曜日午前10時より、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の小針淳一氏、添田文彦氏とわたしの5人で現地確認いたしました。

場所は、〇〇〇〇線を石川町から〇〇〇〇へ進み、〇〇〇〇番の地目が田で地積859㎡です。

申請理由は、現在、この土地は譲受人の祖父母が譲渡人より借り受け、野菜畑として耕作しており、また、譲受人が、隣地に住宅を建築する計画が

あることから今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項 番号1の件について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第20号農地法第3条第1項 番号1について、承認するものと決定いたします。

（1）議案第21号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議 長 次に、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号1は第3種農地、番号2は第2種農地であります。

議 長 農地法第5条第1項 番号1を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

調査日は、令和6年6月14日午前9時より行いました。

代理者の〇〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、農地利用最適化推進委員の小豆畑始氏、伊藤良平次氏と私の8名で、字〇〇〇〇の2筆で、地目 畑、1,550㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に向い橋を渡り100m進んだ信号機を左折し、300m先の左側の北須川沿いに位置します。

転用目的は太陽光発電設備の設置であります。

申請地は、形質変更せずに草刈り整地を行い、雨水は施設内で自然浸透させます。一部溢れた分は、現在の用水路を利用して排水されますので問題

ありません。

また、周辺農地とは境界線から2.5mの距離を確保し日照に支障は無く、地権者からの同意は確認しています。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 只今、報告のありました農地法第5条第1項 番号1の件について何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声》

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第21号 農地法第5条第1項 番号1について、承認するものと決定いたします。

議長 続きまして、農地法第5条第1項 番号2を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

岩谷金良委員

農地法第5条第1項 番号2を調査した結果を報告いたします。

令和6年6月14日金曜日午前9時30分より、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、代理人の〇〇〇〇氏、農地利用最適推進委員小針淳一氏、添田文彦氏、それと私の計7人で現地を調査しました。

場所は、〇〇〇〇を〇〇〇〇面へ約1.3km進んだ所の〇〇〇〇を左折し、約600m行ったところの左側にある字〇〇〇〇番、地目・田の1,327㎡です。

転用の目的は、太陽光発電設備を設置するため、譲渡人の〇〇〇〇氏が譲受人の〇〇〇〇氏に売却するものです。

〇〇〇〇氏は高齢であり、農業後継者もなく、今後も耕作の予定がないということです。

設置に際して、盛土や掘削工事を行わず、現状のまま使用するため、土砂流出の可能性はありません。また、雨水は地下浸透とします。

周辺は、北側と西側が雑木林で、東側が道路、南側が農地となりますが、設置する太陽光設備の高さが3.6mなおで、日照等の支障を及ぼすことはありません。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほど
よろしく願いいたします。

議 長 只今、報告のありました 農地法第5条第1項 番号2 の件について何かご
質問等ございませんか。

《「質問なし」の声》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第21号 農地法第5条第1項 番号2につい
て、承認するものと決定いたします。

(2) 議案第22号

荒廃農地に係る非農地判断について

議 長 次に、議案第22号 荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたし
ます。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

皆様に昨年の9月から11月末にかけてご協力いただいた農地利用状況調
査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農
地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用につ
いて」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に
規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が
困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条
第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。
それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議 長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議するこ
とにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご意見等がある場合は
議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声あり》

議長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
議案第22号 荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号92を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議がないものと認め、原案のとおり全て承認するものと決定いたします。

議長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

午後2時10分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和6年6月18日

石川町農業委員会長

議事録署名人

2番

3番